

<<<新旧対照表>>>

○防火対象物定期点検報告制度事務処理要綱（平成15年10月1日消防本部訓令甲第3号）の一部を改正する規程新旧対照表

部署名：予防課

新	旧
<p align="center">○防火対象物定期点検報告制度事務処理要綱 平成15年10月1日消防本部訓令甲第3号 改正</p> <p align="center">平成29年3月31日消本 訓令甲第4号 令和元年6月27日消本 訓令甲第2号</p> <p align="center">防火対象物定期点検報告制度事務処理要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2第1項の規定による防火対象物定期点検報告（以下「防火対象物定期点検報告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 (防火対象物定期点検報告要領)</p> <p>第2条 防火対象物定期点検報告は、法令に定めるもののほか、次に掲げるところにより行うこととする。</p> <p>(1) 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成14年消防庁告示第8号。以下「消防庁告示」という。）の様式を用いて行うこと。</p> <p>(2) 多治見市消防法施行細則（平成15年規則第77号）第4条に規定する市長が定める基準についての報告は、別表の点検要領に基づき実施した点検結果を、別記様式第1号から別記様式第3号までの様式を用いて、前号の様式に添付して行うこと。</p> <p>(3) 正副2部を提出すること。 (事務処理の主体)</p> <p>第3条 防火対象物定期点検報告に係る事務処理は、当該防火対象物所在地の所轄消防署長（以下「署長」という。）が行うものとする。 (受付と審査)</p> <p>第4条 防火対象物定期点検報告があった場合は、記載事項について審査し、必要に応じて査察を実施し記載事項を確認するものとする。</p> <p>2 前項の内容に点検基準に適合しない事項があった場合は、消防庁告示に規定する防火対象物点検結果報告書の副本に、改善を要する旨を記載して届出者に返却するものとする。</p> <p>3 第1項の審査又は査察の結果、点検基準に適合すると報告があった事項が点検基準に適合し</p>	<p align="center">○防火対象物定期点検報告制度事務処理要綱 平成15年10月1日消防本部訓令甲第3号 改正</p> <p align="center">平成29年3月31日消本 訓令甲第4号 令和元年6月27日消本 訓令甲第2号</p> <p align="center">防火対象物定期点検報告制度事務処理要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2第1項の規定による防火対象物定期点検報告（以下「防火対象物定期点検報告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 (防火対象物定期点検報告要領)</p> <p>第2条 防火対象物定期点検報告は、法令に定めるもののほか、次に掲げるところにより行うこととする。</p> <p>(1) 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成14年消防庁告示第8号。以下「消防庁告示」という。）の様式を用いて行うこと。</p> <p>(2) 多治見市消防法施行細則（平成15年規則第77号）第4条に規定する市長が定める基準についての報告は、別表の点検要領に基づき実施した点検結果を、別記様式第1号から別記様式第3号までの様式を用いて、前号の様式に添付して行うこと。</p> <p>(3) 正副2部を提出すること。 (事務処理の主体)</p> <p>第3条 防火対象物定期点検報告に係る事務処理は、当該防火対象物所在地の所轄消防署長（以下「署長」という。）が行うものとする。 (受付と審査)</p> <p>第4条 防火対象物定期点検報告があった場合は、記載事項について審査し、必要に応じて査察を実施し記載事項を確認するものとする。</p> <p>2 前項の内容に点検基準に適合しない事項があった場合は、消防庁告示に規定する防火対象物点検結果報告書の副本に、改善を要する旨を記載して届出者に返却するものとする。</p> <p>3 第1項の審査又は査察の結果、点検基準に適合すると報告があった事項が点検基準に適合し</p>

新	旧				
<p>ないと判明した場合は、相当の期間を定めて当該報告書の補正を求めるとともに、悪質なものについては消防長に報告するものとする。</p>	<p>ないと判明した場合は、相当の期間を定めて当該報告書の補正を求めるとともに、悪質なものについては消防長に報告するものとする。</p>				
<p><u>(電子情報処理組織による報告)</u></p>	<p>【新設】</p>				
<p><u>第5条 この要綱に定める消防長に対して行われる報告のうち、次の表の左欄に掲げる規定に係る同表の右欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に定める事項を記録した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u></p>	<p>※e-Govによる申請が可能な様式：表に列挙</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="153 568 464 651">第2条第1項</td> <td data-bbox="464 568 775 651">平成14年消防庁告示第8号による報告書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 651 464 770">第2条第2項</td> <td data-bbox="464 651 775 770">別記様式第1号から別記様式第3号による報告書</td> </tr> </table>	第2条第1項	平成14年消防庁告示第8号による報告書	第2条第2項	別記様式第1号から別記様式第3号による報告書	
第2条第1項	平成14年消防庁告示第8号による報告書				
第2条第2項	別記様式第1号から別記様式第3号による報告書				
<p><u>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により報告を行う者は、当該報告を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他消防長が定める事項を、当該報告の使用に係る電子計算機から入力して、報告を行わなければならない。</u></p>	<p>※電子情報処理組織による申請の手続</p>				
<p><u>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により報告が行われた場合において、当該報告をする者の使用に係る電子計算機から入力された事項を消防長の使用に係る電子計算機から出力した書面は、当該報告についてこの要綱の規定による様式により提出された報告とみなす。</u></p>	<p>※電子情報処理組織による申請内容を印刷した用紙の取扱：規定の様式による申請書等とみなす</p>				
<p><u>4 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により、同一の内容の報告を複数必要とする報告（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）が行われた場合において、当該報告のうち1通に記載すべき事項が入力されたときは、その他の同一内容の報告に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。</u></p>					
<p><u>5 消防長は、前項に規定する報告を受理し点検基準に適合しない事項があった場合は、消防長の使用に係る電子計算機から出力した書面に改善を要する旨を記載して報告者に交付するものとする。</u></p>					
<p>附 則 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。 附 則（平成29年3月31日消本訓令甲第4号） この訓令は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（令和元年6月27日消本訓令甲第2号） この訓令は、令和元年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。 附 則（平成29年3月31日消本訓令甲第4号） この訓令は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（令和元年6月27日消本訓令甲第2号） この訓令は、令和元年7月1日から施行する。</p>				

新		旧
<p>附 則（令和●年●月●日消本訓令甲第●号）</p> <p>この訓令は、令和●年●月●日から施行する。</p> <p>《略》</p>		<p>《略》</p>
摘要	<p>改正理由</p> <p>e-Gov電子申請用の様式が通知され、当該要綱に電子申請を可とするため所定の改正を行うもの。※e-Gov電子申請用の様式変更不可</p>	